

掲 示 板

マッセ OSAKA からのお知らせ

* 5 ・ 6 月 の 研 修 案 内 *

研 修 名	定 員	研 修 実 施 日	申 込 締 切 日
ワード研修 1・2	全職員	5月29日(火)～6月1日(金) (各2日間)	4月27日(金)
ビジネス文書作成研修	全職員	6月1日(金)	5月1日(火)
エクセル基礎研修 1・2	全職員	6月5日(火)～6月8日(金) (各2日間)	5月2日(水)
業務改善研修	全職員	6月5日(火)～6月6日(水)	5月2日(水)
基礎から学ぶ行政経営研修	全職員	6月12日(火)	5月11日(金)
政策形成研修	全職員	6月14日(木)～6月15日(金)	5月15日(火)
アクセス基礎研修 1・2	全職員	6月19日(火)～6月22日(金) (各2日間)	5月18日(金)
政策マーケティング研修	全職員	6月19日(火)～6月20日(水)	5月18日(金)
人材育成基本研修	人材育成 担当職員	6月21日(木)	5月22日(火)
法律研修(地方自治法)	地方自治法 の基礎知識 を有する職員	6月25日(月)・7月2日(月) (2日間)	5月25日(金)
ワード研修 3・4	全職員	6月26日(火)～6月29日(金) (各2日間)	5月25日(金)

◆研修の申込方法や対象者等詳しい内容については、各市町村の研修担当へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567

掲 示 板

* 研修実施報告 ⑦ *

第64回マッセ・セミナー

「ライフスタイルの変化とこれからの地域づくり

～団塊世代の地域デビューを前に～

講師：サントリー次世代研究所課長 狭間恵三子 氏

分権時代の今、住民が主体となって地域文化を育み、地域づくりを進めることが大変重要であり、また、そのことが、次世代に心豊かな社会を引き継ぐことにつながると考えます。マッセOSAKAでは、自治体職員一人ひとりが時代の変革に対応するとともに、地域・住民のニーズを適確に把握し、魅力あるまちづくりを進める上で、何が必要であるかなどを学んでいただくため、幅広い分野から学識経験者をお招きし、セミナーを実施しています。

今回のマッセセミナーは、子どもと若者に焦点をあて、子ども自身、子どもを育む家庭、さらには、次世代を取り巻く社会について調査・研究に取り組んでおられるサントリー次世代研究所課長の狭間恵三子氏をお招きし、『ライフスタイルの変化とこれからの地域づくり』をテーマにご講演いただきました。

講演では、昭和10年代生まれから昭和50年代生まれまでを右表のとおり6つに分類して調査研究を行った結果をもとに、世代ごとの価値観・生活観の違いをご紹介いただくとともに、これからの大量退職時代を迎える団塊の世代の方々のライフスタイルや活動志向を

- ① 勤勉実直世代→昭和10年代生まれ
- ② 走り続ける頑張り世代→昭和20年代生まれ
- ③ ワンランクアップ消費世代→昭和30年代生まれ
- ④ 堅実・安定志向世代→昭和40年代前半生まれ
- ⑤ 新しい世代の登場（体感なきデジタル世代）
→昭和40年代後半生まれ
- ⑥ プロセスレス世代→昭和50年代生まれ

ご紹介いただきました。そして、今、住民が何を求めているのか、また、団塊世代の豊富な経験と知識を地域社会に還元していただくためには、どういう仕掛けが必要なのかなど、これからの住民主体の地域づくりに必要な視点について、住民・企業・行政など様々な団体が自分たちのできることを持ち寄って共立しているYOSAKOIソーラン祭り（北海道札幌市）、葉の花プロジェクト（滋賀県愛東町：現在は東近江市）などの具体事例を挙げてお話いただきました。



セミナー参加者からは、「団塊の世代の退職ラッシュというものをあまり意識していなかったし、良いイメージではなかったが、2007年以降、企業にとっても、行政にとっても大きなチャンスであると思った。」、「団塊の世代の方々の考え方などが良くわかり、ハイクオリティな社会へのきざしが見えてきた気がします。」、「私の職場では、縦のつながりが薄れていく中で、上の者がどのような考え方をしているのか、よくわかりました。」、「世代を越えてコミュニケーションを図るために、その世代世代の生きてきた環境を知ることは重要であると気づきました。」など、今後の行政運営や職場内の活性化にたいへん参考になるという意見が多くありました。

団塊の世代は、これからの地域づくりを進める上で重要なキーマンであると思います。これらの世代が持っている質の高い能力を地域社会で再び発揮していただければ、地域力が向上し、住民主体のまちづくりが大きく進むのではないのでしょうか。その仕組みづくりに関し大きなヒントをいただいたセミナーでした。

【問い合わせ】マッセOSAKA研修課 TEL:06-6920-4567

掲 示 板

* 研修受講者レポート ⑦ *

～「訴訟問題対応研修」を受講して～

松原市総務部総務課 藪野 英人

おおさか市町村職員研修研究センターにおいて初めての試みとして開催された訴訟問題対応研修は、私の公務員人生に新たな目標と夢を与えてくれました。

地方公共団体に提起される訴訟件数は、地方分権により国から地方に対して権限が移譲されたことに伴い増加する傾向にあります。本市においても、法定外公共物（水路等）の境界確定訴訟が提起され、現在係争中です。この法定外公共物については、地方分権以前は国が所有権を有しており都道府県が管理を行っていましたが、分権後、所有権は市町村に移り、管理も市町村で行うことになりました。このような訴えが市町村に対して提起され、弁護士に対応を依頼すれば、その費用は当然に当該市町村が負担することとなります。ちなみに東京都の場合、公務員である職員が、都を守るため自ら都の訴訟代理人である指定代理人となり、法廷で争っているとのことで、同じ地方公務員として敬服する限りです。また、本市では市営住宅の使用料、いわゆる家賃の滞納額が年々増加しており、担当職員が滞納者宅を訪問し、徴収を試みてはおりますが、



支払いに応じない滞納者も多く対応に苦慮しております。このような債権を回収するには、支払督促制度を利用するという手法もありますが、訴訟を提起して確定判決を得た後、給与債権を差し押さえるなどの強制執行に踏み込まなければなりません。本市には、このように最終的に訴訟をしなければ回収できない貸付金や市民病院の診療報酬等の債権がかなりあるのが事実です。実際に訴訟のできる職員が本市にいて、このような債権を回収できれば、正直にお金を支払っている市民から松原市の職員は本当によくがんばっているなあと尊敬され、市政への信頼も高まると考えるのは私だけでしょうか？

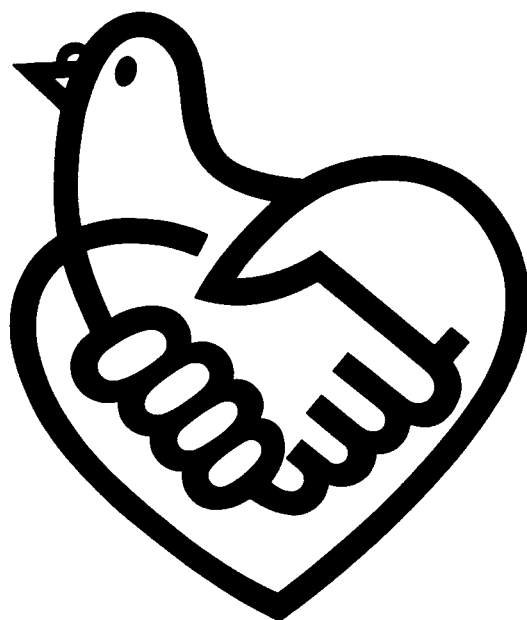
さて、本研修の内容ですが、1日目は民事・行政事件訴訟に関する知識の習得を狙いとした講義、2日目は実際にあった訴訟を題材にした演習でした。演習の進行方法は、市に対して訴えが提起されたことを想定して、原告の訴状に対して各自が指定代理人となり答弁書（被告側の最初の準備書面）を作成し、その後、各グループにおいて答弁書をまとめ、発表し、弁護士でもある講師がアドバイスをするというものでした。最後に被告市が敗訴した実際の判決を読み、何が判決の争点となり、何が原因で敗訴したのかを分析しました。訴状の内容は、被告市の水道規程に従って締結された給水契約に基づいて支払われた工事負担金について、不当利得（この水道規程には「新たな配水管等の設置を必要とするときに工事負担金を徴収する」と規定しているのに、実際に配水管等の設置をしていなかったため）であるから返還するよとの判決を裁判所に求めるというものでした。水道規程からすれば、新たな配水管等の設置をしていないので被告市の側に非があるように思えてしまう。しかし、ここで和解をすれば本件と同様のケースで工事負担金を支払った者から一斉に不当利得による返還を求められてしまうので、何としてでも裁判に勝たないといけない。この水道規程の立法趣旨は、順次開発工事がなされ、それに伴い給水量が増加し、配水管等を補強したときの最終開発者1人に配水管等増強費の全てを負担させるのは極めて不平等、不公平なので、全ての開発者から一律に新たな配水管等の設置や、既存の配水管等の施設を増強するための費用として、工事負担金を徴収できるというものであることから、我々の答弁書では、契約は有効に成立していることを主張することで原告の不当利得返還請求を失当とし、上記立法趣旨を織り交ぜて水道規程の「新たな配水管等の設置を必要とするとき」の趣旨は、将来必要となる配水管等の補強をする場合も含むのもであると主張しました。最終的には、講師の先生にお褒めのお言葉をいただきました。先生からのアドバイスは、この答弁書の内容を頭に入れた上、法廷において裁判官の目を見て弁論できればもっと良くなるというものでした。

最後に講師から職員への願いは、訴訟の対応をすべて顧問弁護士に任せるとはせず、職員自らが考え、たとえ顧問弁護士に相談するとしても、職員が主体となって法廷で争ってもらいたいということでした。前例の東京都に倣い、本市もまた同じくそのような道を歩めるよう努める次第です。

【問い合わせ】 マッセ OSAKA 研修課 TEL:06-6920-4567

なくそう部落差別調査

私 たち み ん な の 力 で



結婚、就職などは人生の重要な転機です。

その、就職に関わる調査で、府内の調査業者が、個人の居住地が同和地区かどうかについて調査していたことが、判明しました。

部落差別は、憲法が保障する基本的人権を侵害する深刻かつ重大な問題です。

条例では、部落差別事象の発生を防止し、基本的人権の擁護を目指しています。

- 結婚、就職等の際の部落差別調査をなくすために、府民一人ひとりの理解と協力が必要です。
- 興信所・探偵社業界は、(社)大阪府調査業協会を中心に自主規制に取り組んでいます。

大阪府部落差別調査等規制等条例